**地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書　　新旧対照表**

| **改定後（第3.0版）** | **現行（第2.0版）** |
| --- | --- |
| **第１章 データ要件・連携要件の標準について** （略） | **第１章 データ要件・連携要件の標準について** （略） |
| **第２章　データ要件の標準について** **２.１ データ要件の標準について** （略） | **第２章　データ要件の標準について** **２.１ データ要件の標準について** （略） |
| **２.２ 基本データリスト** （略） | **２.２ 基本データリスト** （略） |
| **２.３ 文字要件**  (1) 文字の標準化により目指す姿  文字の標準化については、(2)に掲げる文字要件を適用することで、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット。以下「行政事務標準文字」という。）を活用する。  標準準拠システムの導入後においては、基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットを行政事務標準文字に一意に同定することで、標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字、いわゆる「外字」について、行政事務標準文字と同定した文字を利用することにより、当該「外字」を使用せず（※）、また、新たな「外字」も発生させないことを目指す。  ※ 「外字」には様々な定義があるが、ここでは、「使用するシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字であって、ユーザが独自に設定するため基幹業務システム間での連携はできないもの」と定義しており、「外字」を、別の文字名（デジタル庁が指定したものに限る。）に対応をさせ、基幹業務システム間で連携できる形にすることによって、「外字」ではなくなる、という整理をしたもの。 基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットから行政事務標準文字への同定支援ツール（以下「同定支援ツール」という。）及び行政事務標準文字からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係機関との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。 (2) 文字セット、文字コード及び文字フォント  各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットは行政事務標準文字（デジタル庁は、文字一覧表を別途定めるものとする。）、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットは行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012とし、いずれの場合も文字コードはJIS X 0221:2020とする。  全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、行政事務標準文字を利用する。また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012を使用することとする。  氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。  ・ 行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたIPAmj 明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。  ・ 行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj 明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。  氏名等以外の文字フォントについては任意とする。  なお、戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とする。  また、戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とするが、経過措置の期間については、全ての地方公共団体における標準準拠システムへの移行完了の期限を目途とし、令和５年度中に、デジタル庁及び総務省が別途定める。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、行政事務標準文字を使用することとする。  デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定支援ツール及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。  （3）文字符号化方式  　　各標準準拠システムの間の連携のための符号化方式については、UTF-8とする。  　　なお、標準準拠システム内の符号化方式については、UTF-8 又はUTF-16とする。 | **２.３ 文字要件**  (1) 文字の標準化により目指す姿  文字の標準化については、(2)に掲げる文字要件を適用することで、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット。以下「MJ＋」という。）を活用する。  標準準拠システムの導入後においては、基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットをMJ＋に一意に同定することで、標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字、いわゆる「外字」について、MJ＋と同定した文字を利用することにより、当該「外字」を使用せず（※）、また、新たな「外字」も発生させないことを目指す。  ※ 「外字」には様々な定義があるが、ここでは、「使用するシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字であって、ユーザが独自に設定するため基幹業務システム間での連携はできないもの」と定義しており、「外字」を、別の文字コード（デジタル庁が指定したものに限る。）に対応をさせ、基幹業務システム間で連携できる形にすることによって、「外字」ではなくなる、という整理をしたもの。  　基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットからMJ＋への同定マップ（以下「同定マップ」という。）及びMJ＋からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係機関との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。  (2) 文字セット、文字コード及び文字フォント  各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットはMJ＋、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットはMJ＋又はJIS X 0213：2012とし、いずれの場合も文字コードはJIS X 0221:2020とする。  全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、MJ＋を利用する。また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じてMJ＋又はJIS X 0213：2012を使用することとする。  文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。  ・ MJ文字については、一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたMJ文字図形を参考とする。  ・ 初期整備の対象となる、MJを除くMJ＋の文字については、デジタル庁が作成したMJ＋文字図形を参考とする。  氏名等の文字フォントについてはMJ＋又はJIS X 0213：2012の字形を参考に作成された文字フォントを使用し、それ以外の文字フォントについては任意とする。  なお、従来の文字セットを、MJ＋と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とし、経過措置の期間については、令和７年度末時点の移行状況を踏まえ、定めることとする。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、MJ＋を使用することとする。 デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定マップ及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。 （3）文字符号化方式  　　各標準準拠システムの間の連携のための符号化方式については、UTF-8とする。  　　なお、標準準拠システム内の符号化方式については、UTF-8 又はUTF-16とする。 |
| **２.４ データモデル（ER図）**  地方公共団体、事業者及び制度所管省庁の職員が、基本データリストのグループ間の関連を俯瞰して捉えられるようにするための論理モデルとして、ER図を示している。  　具体的には、基本データリストのデータ項目の「グループ」、「グループ\_主キー」及び「グループ\_外部キー」を用いてグループ間の関連性を整理している。 | **２.４ データモデル（ER図）** 地方公共団体、事業者及び制度所管府省の職員が、基本データリストのグループ間の関連を俯瞰して捉えられるようにするための論理モデルとして、ER図を示している。  　具体的には、基本データリストのデータ項目の「グループ」、「グループ\_主キー」及び「グループ\_外部キー」を用いてグループ間の関連性を整理している。 |
| **第３章 連携要件の標準について** **３.１ 連携要件の標準について**  （略） | **第３章 連携要件の標準について** **３.１ 連携要件の標準について**  （略） |
| **３.２ 機能別連携仕様**  (1) 作成方針  機能別連携仕様とは、標準準拠システムが機能標準化基準を実現するため、標準化対象事務ごとに、機能標準化基準が規定する連携に関するデータ連携の要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するか）についての標準を定めたものである。  機能別連携仕様を作成又は更新する際には、次の点を遵守する。  ① データ連携の要件は、機能標準化基準が規定する連携に関する機能の機能ID等とリンクさせる。  ② データ連携の対象とするデータ（(b)対象データ（「どのデータを」））は、基本データリストに規定するデータ項目を使用する。  ③ １つの標準化対象事務に係る標準準拠システムが複数の標準化対象事務に係る標準準拠システム等に対して提供（Output）するデータ連携（例：住民記録システムから住民情報を・・・システムに提供・・・）の要件を規定する場合は、データ連携の対象とするデータ（(b)対象データ（「どのデータが」））は、全ての提供先に提供（Output）するデータ項目の総和を規定する。  (2) 各カラムの説明  (a) 連携機能（「どのような場合に」）   1. 連携ID   　機能別連携仕様において、連携機能毎に一意に付与するIDであり、３桁の業務IDと４桁の機能コードを合わせた、合計７桁のIDである。  連携IDは「③　連携機能名Lv1」ごとに付与し、「④　連携機能名Lv2」は連携IDを基にして、枝番により管理する。  一度、付与した連携IDは変更しない。  機能標準化基準が変更されること等に伴い、連携機能を削除することとなった場合、当該連携機能の連携IDは欠番とする。  新たに連携機能を規定する場合、付与済みの連携IDの末番の次の番号から順に、新たな連携IDを付与することとする。  　複数の標準準拠システム等に対して提供する場合も、データレイアウトは連携IDごとに同一である。   1. 標準仕様書関連箇所   　連携機能について、機能標準化基準における関連箇所を記載している。   1. 連携機能名Lv1   　連携のコストを抑えるため、「④　連携機能名Lv2」のうち、連携する情報が同一である又はそれらに含まれるものであるものを、１つのグループとしてまとめたものの名称である。   1. 連携機能名Lv2   　機能標準化基準が規定するデータ連携に関する機能について、連携元、連携先、連携のタイミング・連携する情報及び連携方法（照会／提供）ごとに最小単位で分解した連携機能の名称である。   1. 機能説明   　連携機能について、①連携元、②連携先、③連携のタイミング・連携する情報、④連携方法（照会／提供）を説明したものである。  　また、照会機能の外部システムとのデータ連携において、既存のインターフェース仕様による場合には、その旨を記載する。   1. 実装類型   機能標準化基準における実装類型を示すものである。  機能標準化基準において、「実装必須機能」と規定されている場合は「◎」、「標準オプション機能」として規定されている場合は「○」、「実装不可機能」として規定されている場合は「×」と記載する。  (b) 対象データ（「どのデータを」）  　以下の項目は、機能別連携仕様のOutput要件のみに規定している。   1. データ集合名   　連携機能Lv1でデータ連携する対象となるデータ項目のまとまりの名称を示す。   1. データ項目ID   　「⑦　データ集合名」に含まれる個々のデータ項目を一意に特定するIDであり、基本データリストの「①　データ項目ID」と一致する。   1. データ項目名   　データ集合に含まれる個々のデータ項目の名称であり、基本データリストの「②　データ項目」と一致する。   1. 繰り返し   基本データリストの「⑩　繰り返し」と一致する。     1. 備考   　外部システムとのデータ連携において、既存のインターフェース仕様による場合には、その旨を記載する。この場合において、⑦～⑩については規定せず、空白とする。    (c) 連携方法（「どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）を行うか」）  　以下の項目は、機能別連携仕様のOutput要件のみに規定している。   1. 連携頻度   　連携頻度を記載する。機能要件に明確に記載がある場合は、その内容を記載する。機能要件に記載がない場合は空欄とし、連携頻度は事業者と地方公共団体の判断とする。   1. API連携   　リクエスト側の基幹業務システムにおいて、レスポンスの結果を用いてオンライン処理が必要となる即時的な連携をAPI連携として規定し、「○」を記載している。対象の連携については、共通機能標準仕様書のAPI仕様書の規定に従うこと。  　ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に準ずることから、「○」は記載しない。   1. ファイル連携   　当該連携をファイル連携にて行う場合、「○」を記載している。  　ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に準ずることから、「○」は記載しない。   1. 連携先・連携方向   連携機能Lv1毎に、連携先の標準準拠システム等と、その連携の方向を示すものである。  標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等へデータを渡す場合は、連携先の標準準拠システム等のカラムに、提供（Output）を意味する「O」を記載する。  またデータ項目単位で連携先を示すため、連携先ごとにデータ項目へ「O」を記載する。  標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等からデータを受け取る場合は、連携先の標準準拠システム等のカラムに、連携単位で、照会（Input）を意味する「I」を記載する。 | **３.２ 機能別連携仕様**  (1) 作成方針  機能別連携仕様とは、標準準拠システムが機能標準化基準を実現するため、標準化対象事務ごとに、機能標準化基準が規定する連携に関するデータ連携の要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するか）についての標準を定めたものである。  機能別連携仕様を作成又は更新する際には、次の点を遵守する。  ① データ連携の要件は、機能標準化基準が規定する連携に関する機能の機能ID等とリンクさせる。  ② データ連携の対象とするデータ（(b)対象データ（「どのデータを」））は、基本データリストに規定するデータ項目を使用する。  ③ １の標準化対象事務に係る標準準拠システムが複数の標準化対象事務に係る標準準拠システム等に対して提供（Output）するデータ連携（例：住民記録システムから住民情報を・・・システムに提供・・・）の要件を規定する場合は、データ連携の対象とするデータ（(b)対象データ（「どのデータが」））は、全ての提供先に提供（Output）するデータ項目の総和を規定する。  (2) 各カラムの説明  (a) 連携機能（「どのような場合に」）   1. 連携ID   　機能別連携仕様において、連携機能毎に一意に付与するIDであり、３桁の業務IDと４桁の機能コードを合わせた、合計７桁のIDである。  連携IDは「③　連携機能名Lv1」ごとに付与し、「④　連携機能名Lv2」は連携IDを基にして、枝番により管理する。  一度、付与した連携IDは変更しない。  機能標準化基準が変更されること等に伴い、連携機能を削除することとなった場合、当該連携機能の連携IDは欠番とする。  新たに連携機能を規定する場合、付与済みの連携IDの末番の次の番号から順に、新たな連携IDを付与することとする。  　複数の標準準拠システム等に対して提供する場合も、データレイアウトは連携IDごとに同一である。   1. 標準仕様書関連箇所   　連携機能について、機能標準化基準における関連箇所を記載している。   1. 連携機能名Lv1   　連携のコストを抑えるため、「④　連携機能名Lv2」のうち、連携する情報が同一である又はそれらに含まれるものであるものを、１つのグループとしてまとめたものの名称である。   1. 連携機能名Lv2   　機能標準化基準が規定するデータ連携に関する機能について、連携元、連携先、連携のタイミング・連携する情報及び連携方法（照会／提供）ごとに最小単位で分解した連携機能の名称である。   1. 機能説明   　連携機能について、①連携元、②連携先、③連携のタイミング・連携する情報、④連携方法（照会／提供）を説明したものである。  　また、照会機能の外部システムとのデータ連携において、既存のインターフェース仕様による場合には、その旨を記載する。   1. 実装類型   機能標準化基準における実装類型を示すものである。  機能標準化基準において、「実装必須機能」と規定されている場合は「◎」、「標準オプション機能」として規定されている場合は「○」、「実装不可機能」として規定されている場合は「×」と記載する。  (b) 対象データ（「どのデータを」）  　以下の項目は、機能別連携仕様のOutput要件のみに規定している。   1. データ集合名   　連携機能Lv1でデータ連携する対象となるデータ項目のまとまりの名称を示す。   1. データ項目ID   　「⑦　データ集合名」に含まれる個々のデータ項目を一意に特定するIDであり、基本データリストの「①　データ項目ID」と一致する。   1. データ項目名   　データ集合に含まれる個々のデータ項目の名称であり、基本データリストの「②　データ項目」と一致する。   1. 繰り返し   基本データリストの「⑩　繰り返し」と一致する。     1. 備考   　外部システムとのデータ連携において、既存のインターフェース仕様による場合には、その旨を記載する。この場合において、⑦～⑩については規定せず、空白とする。    (c) 連携方法（「どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）を行うか」）  　以下の項目は、機能別連携仕様のOutput要件のみに規定している。   1. 連携頻度   　連携頻度を記載する。機能要件に明確に記載がある場合は、その内容を記載する。機能要件に記載がない場合は空欄とし、連携頻度は事業者と地方公共団体の判断とする。   1. API連携   　リクエスト側の基幹業務システムにおいて、レスポンスの結果を用いてオンライン処理が必要となる即時的な連携をAPI連携として規定し、「○」を記載している。対象の連携については、共通機能標準仕様書のAPI仕様書の規定に従うこと。  　ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に準ずることから、「○」は記載しない。   1. ファイル連携   　当該連携をファイル連携にて行う場合、「○」を記載している。  　ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に準ずることから、「○」は記載しない。   1. 連携先・連携方向   連携機能Lv1毎に、連携先の標準準拠システム等と、その連携の方向を示すものである。  標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等へデータを渡す場合は、連携先の標準準拠システム等のカラムに、提供（Output）を意味する「O」を記載する。  またデータ項目単位で連携先を示すため、連携先ごとにデータ項目へ「O」を記載する。  標準準拠システムが連携先の標準準拠システム等からデータを受け取る場合は、連携先の標準準拠システム等のカラムに、連携単位で、照会（Input）を意味する「I」を記載する。 |
| **３.３ 独自施策システム等連携仕様** （略） | **３.３ 独自施策システム等連携仕様** （略） |
| **３.４ 連携技術仕様**  （略） | **３.４ 連携技術仕様**  （略） |
| **第４章 データ要件・連携要件の標準の運用について****４.１ 適合確認について** （略） | **第４章 データ要件・連携要件の標準の運用について****４.１ 適合確認について** （略） |
| **４.１.１ 適合確認の流れ**  デジタル庁は、アプリケーション開発事業者（以下「事業者」という。）が開発した標準化対象事務に係るシステム（以下「対象システム」という。）について、事業者からの申請に基づき、ダミーデータ等を使用して、ガバメントクラウド上に構築された適合確認ツールにより適合確認試験を実施する。  適合確認試験に合格した対象システム（以下「適合システム」という。）は、データ要件・連携要件の標準に適合したものとみなし、地方公共団体は、当該適合システムをデータ要件・連携要件の標準への適合が確認された標準準拠システムとして利用することができる。  なお、地方公共団体は、ダミーデータ等を使用して、適合システムの適合確認試験を実施することができる。  デジタル庁は、公平かつ効率的に適合確認試験を実施するため、デジタル庁ウェブサイト上に、適合確認ツールで確認する項目や確認内容を明示する。 なお、適合確認試験に関する詳細については、別途提示する。 | **４.１.１ 適合確認の流れ**  デジタル庁は、アプリケーション開発事業者（以下「事業者」という。）が開発した標準化対象事務に係るシステム（以下「対象システム」という。）について、事業者からの申請に基づき、ダミーデータ等を使用して、ガバメントクラウド上に構築された適合確認ツールにより適合確認試験を実施する。  適合確認試験に合格した対象システム（以下「適合システム」という。）は、データ要件・連携要件の標準に適合したものとみなし、地方公共団体は、当該適合システムをデータ要件・連携要件の標準への適合が確認された標準準拠システムとして利用することができる。  なお、地方公共団体は、自団体のデータ等を使用して、適合システムの適合確認試験を実施することができる。  デジタル庁は、公平かつ効率的に適合確認試験を実施するため、デジタル庁ウェブサイト上に、適合確認ツールで確認する項目や確認内容を明示する。 なお、適合確認試験に関する詳細については、別途提示する。 |
| **４.１.２ データ要件の適合確認**  基本データリストにおけるデータ項目のうち、対象システムが入力又は出力する以下の項目について、対象システムが保持するデータを基本データリストで規定する「グループ」単位で出力し、基本データリストと適合していることを確認する。  (1) データ項目  (2) データ型  (3) 桁数  (4) コード  (5) 繰り返し  (6) データ出力条件 | **４.１.２ データ要件の適合確認**  基本データリストにおけるデータ項目のうち、対象システムが入力又は出力する以下の項目について、対象システムが保持するデータを基本データリストで規定する「グループ」単位で出力し、基本データリストと適合していることを確認する。  (1) データ項目ID  (2) データ型  (3) 桁数  (4) コード  (5) 繰り返し  (6) データ出力条件 |
| **４.１.３ 連携要件の適合確認**  （略） | **４.１.３ 連携要件の適合確認**  （略） |
| **４.２ 維持運用について** 維持運用は、基本方針5.2に従い、次のとおり行う。  (1) 制度所管省庁は、標準化対象事務について制度改正（法令改正・BPR等）を行う場合には、デジタル庁と協議をし、制度改正の施行に十分に間に合うように、スケジュールを策定する。  (2) 制度所管省庁は、機能標準化基準において、必要なデータのインプット・アウトプットを明確に規定する。  (3) デジタル庁は、既存のデータ要件・連携要件の標準との整合性を図りながら、必要なデータ要件・連携要件の標準の改定案を作成し、全国意見照会を経て改定を行う。  (4) デジタル庁は、データ要件・連携要件の標準の改定に併せて、適合確認ツール等について必要なデータ等をセットし、適合確認ツールを用いた適合確認が実施できるよう環境を整備するとともに、必要に応じて、適合確認の方法についても見直しを行い、適合確認ツールの改定を行う。 | **４.２ 維持運用について** 維持運用は、基本方針5.2に従い、次のとおり行う。  (1) 制度所管府省は、標準化対象事務について制度改正（法令改正・BPR等）を行う場合には、デジタル庁と協議をし、制度改正の施行に十分に間に合うように、スケジュールを策定する。  (2) 制度所管府省は、機能標準化基準において、必要なデータのインプット・アウトプットを明確に規定する。  (3) デジタル庁は、既存のデータ要件・連携要件の標準との整合性を図りながら、必要なデータ要件・連携要件の標準の改定案を作成し、全国意見照会を経て改定を行う。  (4) デジタル庁は、データ要件・連携要件の標準の改定に併せて、適合確認ツール等について必要なデータ等をセットし、適合確認ツールを用いた適合確認が実施できるよう環境を整備するとともに、必要に応じて、適合確認の方法についても見直しを行い、適合確認ツールの改定を行う。 |